

標 題：

海洋汚染防止条約及びその議定書 (MARPOL
73/78) の検査及び証書発行

NK テクニカル インフォメーション

No. 6

昭和 58 年 3 月 3 日

関 係 船 主 ・ 造 船 所 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

NKテクニカルインフォメーションNo.5にてお知らせしましたように、MARPOL73/78 附属書 I (油汚染防止規則) は今年 10 月 2 日に発効いたします。この附属書 I の第 5 規則によると、総トン数 150 トン以上の油タンカーと総トン数 400 トン以上の油タンカー以外の船舶で条約上の「新船」に相当する船舶は今年の 10 月 2 日までに、条約上の「現存船」は同日から 1 年以内に、国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) を取得することが要求されています。

上記「新船」とは、次のいずれかに該当する船舶となります。

- (a) 1975 年 12 月 31 日より後において当該船舶の建造契約がなされたもの、又は、建造契約が存在しない場合には、1976 年 6 月 30 日より後において当該船舶の竜骨が据えられ、又はこれと同程度の建造段階にあるもの、又は、
- (b) 1979 年 12 月 31 日より後において引渡しが行われるもの、又は、
- (c) 以下のいずれかにより大改造がなされたもの
 - (i) 1975 年 12 月 31 日より後において、当該改造に係る改造契約がなされるもの、又は改造契約の存在しない場合には、1976 年 6 月 30 日より後において当該改造工事が開始されるもの
 - (ii) 1979 年 12 月 31 日より後において大改造が終了するもの

現在のところは 15 ケ国の政府のみが MARPOL73/78 を批准していますがこの数は漸次増えていくと思われます。しかし、少なくともこれらの政府は、今年 10 月 2 日以降これらの国の港に入る外国籍船舶は、本条約未批准国籍の船舶であつても条約上の「新船」に対しては、有効な IOPP 証書又はそれと同等の証書 (例えば、非条約 IOPP 証書又は適合証書) を要求することが予測されます。

IOPP 証書発行の為に、条約の附属書 I の第 4 規則により、証書発行の為に「はじめての検査—Initial Survey」が要求されます。しかし、当該船舶が船籍国政府の名による有効な適合証書又は非条約 IOPP 証書を保持している場合は、この「はじめての検査」は通常簡単になります。

弊会の船級船の中にも上記の「新船」に相当する船舶が数多くありますが、現在までのところ IOPP 証書又は適合証書を入手している船舶は一部の大型の油タンカーだけで、他の多くの貨物船は適合証書を入手していません。弊会は、船主各位の御要求に合うように遅滞なく検査員を手配するように努力を続けておりますが、今年 10 月 2 日以前にこのように MARPOL73/78 の「新船」に対し行わなければならない「はじめての検査」の数を考えますと、もし、このような検査が 10 月 2 日の期限の 1 ないし 2 ヶ月前の期間に集中して申請されました場合は、御要望に応ずることが出来ず船主各位に御迷惑をおかけする恐れも十分にあります。

従いまして、貴社の船舶が条約上の「新船」であるにもかかわらず、このような証書を保持していないか、又は保持していても完全に条約の要件に適合していない場合は、出来るだけ早い機会に弊会の検査を受けていただくことをお推めいたします。

リベリア政府は条約上の「新船」を保有する船主各位に対し、今年 10 月 2 日以前に且つ当該船舶の安全構造の検査（毎年の強制検査、中間検査又は更新検査）に合わせて IOPP 証書入手の為の「はじめての検査」を手配することを要求しています。同政府は、第 1 段階として、上記「新船」の定義(b)に相当する船舶を保有する個々の船主に対し、特別な指示の手紙を出して早期検査を推めています。弊会は、この動きを受けてすでにリベリア籍「新船」に IOPP 証書発行の業務を開始しています。

日本政府は、近く MARPOL73/78 を批准するので弊会の船級を有する船舶で条約上の「新船」は出来るだけ早く弊会の検査を受けて適合証書を入手することを推めています。

日本政府は、条約上の「新船」で国際航海に従事する船舶は、MARPOL73/78 発効日には、IOPP 証書を保有することを要求することになるであろうとのことです。

パナマ政府は、MARPOL73/78 の批准手続きが遅れています。今年の秋には批准する予定とのことでありますがすでに決議 (Resolution) を発行して適合証書の早期入手を勧めています。

このインフォメーションは、条約上の新船を保有する船主各位が出来るだけ早い機会に IOPP 証書又は適合証書入手の為の検査を受けていただくことをお推めすることを目的として作成しました。

敬 具